

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

別紙の報道資料の「1 改正内容」のとおり。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）(<https://www.e-Gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

（2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁危険物保安室 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)のe-Govを極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式と

する場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2
総務省消防庁危険物保安室 へ

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7534

総務省消防庁危険物保安室 へ

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和4年12月10日（土）から令和5年1月13日（金）まで（必着）

※郵送についても、公募期間内の必着とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁危険物保安室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名

を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。

- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁危険物保安室

担 当：伊藤

電 話：03-5253-7524

F A X：03-5253-7534

電子メールアドレス：fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁
危険物保安室 へ

郵便番号
(ふりがな)
住所(所在地)
(ふりがな)
氏名(法人又は団体名等)(注1)
電話番号
電子メールアドレス

「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(案)」
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

**危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の
一部を改正する件（案）について**

令和 4 年 1 2 月
消防庁危険物保安室

【概要】

日本産業規格の改正に伴い、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号。以下「告示」という。）第3条の2において地下配管のコーティングの材料として指定されている規格の名称等を改める必要があるため、告示を改正するものである。

(1) 規格名の修正

「日本産業規格G3469「ポリエチレン被覆鋼管」」（以下「日本産業規格G3469」という。）を、「日本産業規格G3477-1「ポリエチレン被覆鋼管-第1部：外面三層ポリエチレン押出被覆鋼管」、日本産業規格G3477-2「ポリエチレン被覆鋼管-第2部：外面ポリエチレン押出被覆鋼管」若しくは日本産業規格G3477-3「ポリエチレン被覆鋼管-第3部：外面ポリエチレン粉体被覆鋼管」」（以下「日本産業規格G3477群」という。）に改める。

(2) コーティングの方法の修正

「コーティングの厚さが配管の外面から1.5ミリメートル以上であり、かつ、コーティング材料が配管の外面に密着している方法」を、「日本産業規格G3477-1「ポリエチレン被覆鋼管-第1部：外面三層ポリエチレン押出被覆鋼管」、日本産業規格G3477-2「ポリエチレン被覆鋼管-第2部：外面ポリエチレン押出被覆鋼管」若しくは日本産業規格G3477-3「ポリエチレン被覆鋼管-第3部：外面ポリエチレン粉体被覆鋼管」に定める方法」に改める。

【内容・理由】

日本産業規格の改正により、告示において地下配管のコーティング材料の規格として指定されている日本産業規格G3469が日本産業規格から削除される。日本産業規格G3477群は、日本産業規格G3469の後継として制定されたものであり、3規格合わせて日本産業規格G3469と同等又は同等以上の規格である。

また、コーティングの方法については、日本産業規格G3469に適合する方法であれば、「コーティングの厚さが配管の外面から1.5ミリメートル以上であり、かつ、コーティング材料

が配管の外面に密着している方法」と同等以上の防食効果を有する方法として認めて差し支えない旨を示している(昭和58年消防危第122号危険物規制課長通知)。日本産業規格G3469と同等及び同等以上の規格である日本産業規格G3477群は、「コーティングの厚さが配管の外表面から1.5ミリメートル以上であり、かつ、コーティング材料が配管の外表面に密着している方法」と同等以上の防食効果を有する方法といえる。

日本産業規格 G3477 群及び G3469 の比較

	日本産業規格 G3477 群	日本産業規格 G3469
コーティングの材料	ポリエチレン被覆材料は、 <u>ポリエチレンに微量の酸化防止剤などを加えた顔料を含まない被覆用のポリエチレンと、カーボンブラック又はその他の顔料を高濃度に配合したポリエチレンとを、一定の割合で混練したものを</u> 使用する。	材料は、次による。 a) ポリエチレンは、エチレンを主体とした重合体であって、 <u>微量の滑剤、酸化防止剤などを加えたものも含む。</u> b) ポリエチレンは、耐候性を向上させるために、 <u>カーボンブラック又はその他の顔料を配合し、均一に分散させたものとする。</u> c) ポリエチレンの形状は、直管用は粒状又は粉状、異形管用は粉状とする。
密度	920kg/m ³ 以上	915kg/m ³ 以上
硬さ	45HDD 以上	40HDD 以上
コーティングの方法	(G3477-2) ・適切な方法によって <u>アンダーコート(接着剤及び粘着剤)を塗布又は被覆(通常0.05~0.5mm)</u> ・ <u>押し出し法によってポリエチレン被覆材料を被覆</u> (G3477-3) ・ <u>粉体状のポリエチレン被覆材料を流動浸せき、スプレー、散布などの方法で被覆</u> ・ <u>適切な方法によって粘着剤を0.1~0.5mm塗布</u> ・ <u>押し出し法によってポリエチレンを被覆</u>	・適切な方法によって <u>接着剤を0.05~0.3mm又は粘着剤を0.1~0.5mm塗布</u> ・ <u>押し出し法によってポリエチレンを被覆</u> (異形管の場合) ・ <u>ポリエチレンの粉末を流動浸せき、スプレー、散布などの方法で被覆</u>
コーティングの厚さ	<u>1.2mm以上</u> (許容される最低値が1.2mm)	<u>1.5mm以上</u> ($\pm 0.3\text{mm}$ の誤差が許容されており、 <u>実際は1.2mm以上</u>)

日本産業規格から日本産業規格G3469 が削除されることが見込まれることに伴い、告示においても日本産業規格G3469 の後継である日本産業規格G3477 群に規格を改め、それに併せて告示に定めるコーティングの方法を日本産業規格に記載された方法に改めるため、今回告示を改正するものである。

また、この告示の施行の際に現に消防法第11条第1項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所の設備について、本告示改正により技術上の基準に適合しないものとなる場合は、なお従前の例によるとする経過措置を置くこととする。

【施行日】

公布と同日

○総務省告示第 号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第十三条の四の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(地下配管のコーティング)</p> <p>第三条の二 規則第十三条の四の規定により地下配管にコーティングを行う場合においては、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>一 コーティング材料は、日本産業規格G三四七七―一「ポリエチレン被覆鋼管―第一部…外面三層ポリエチレン押出被覆鋼管」、日本産業規格G三四七七―二「ポリエチレン被覆鋼管―第二部…外面ポリエチレン押出被覆鋼管」若しくは日本産業規格G三四七七―三「ポリエチレン被覆鋼管―第三部…外面ポリエチレン粉体被覆鋼管」に定めるポリエチレン又はこれらと同等以上の防食効果を有するものを用いること。</p> <p>二 コーティングの方法は、日本産業規格G三四七七―一「ポリエチレン被覆鋼管―第一部…外面三層ポリエチレン押出被覆鋼管」、日本産業規格G三四七七―二「ポリエチレン被覆鋼管―第二部…外面ポリエチレン押出被覆鋼管」若しくは日本産業規格G三四七七―三「ポリエチレン被覆鋼管―第三部…外面ポリエチレン粉体被覆鋼管」に定める方法又はこれらと同等以上の防食効果を有する方法とすること。</p>
改正前	<p>(地下配管のコーティング)</p> <p>第三条の二 「同上」</p> <p>一 コーティング材料は、日本産業規格G三四六九「ポリエチレン被覆鋼管」に定めるポリエチレン又はこれと同等以上の防食効果を有するものを用いること。</p> <p>二 コーティングの方法は、コーティングの厚さが配管の外面から一・五ミリメートル以上であり、かつ、コーティング材料が配管の外面に密着している方法又はこれと同等以上の防食効果を有する方法とすること。</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所の設備で、この告示の施行の際現に存するものうち、この告示による改正後の危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第三条の二に定める技術上の基準に適合しないものの設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。